



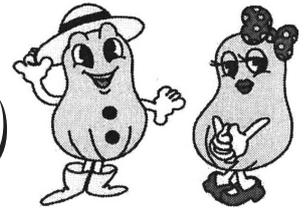
八街市 農業委員会だより

第36号
2019年1月発行

八街市マスコットキャラクター

ピーちゃん

ナツちゃん



編集・発行／八街市農業委員会

八街市八街ほ35番地29
☎443-1483 (直通)



◆平成30年度 第41回 産業まつり◆
「共進会」に出品された農産物の販売会場
多くの方が農産物を求めて訪れました。

会長あいさつ

岩品要助

新年明けましておめでとうございませう。

皆様には、輝かしい新年を迎えられ、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より農業委員会活動の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、落花生の新品種「Qなっつ」がデビューしました。甘みが強く収量が多い品種で、10月に開催された落花生まつりで初お披露目したところ大変好評でした。

また、昨年11月からは改正基盤法等が施行されました。近年のIT技術の農業分野への導入が進む中、農業委員会に届け出た場合には条件しだいで農業ハウスの内部を全面コンクリート張りとした場合であっても農地転用に該当しないことになりました。さらに、相続未登記農地の多くは共有農地であり、共有者の過半数の同意がなければ貸付けができませんでしたが、相続人の一人が農業委員会の探索・公示手続きを経れば、他の不明な共有者の同意を得たとみなし、農地を貸し付けることができるようになりました。

このような農地や農業を取り巻く環境変化が進む中で、農業の街として更に発展しますように農業委員会一丸となって、農家の皆様の為により一層努力をしていく所存であります。

皆様方におかれましては、本年が良い年でありますことをご祈念いたしますと共に、当委員会にご支援ご協力をお願い申し上げます、新年のごあいさつといたします。

農業委員会のホームページを開設しています。

八街市のHP <http://www.city.yachimata.lg.jp>

×ニュー > 組織でさがす > 部外 > 農業委員会事務局 よりご覧いただけます。

利用権設定で農地の貸し借りを

『利用権設定とは』

利用権設定とは、農業経営基盤強化促進法に基づく、耕作を目的とした賃借権や使用貸借権の設定のことです。農地法第3条の許可を得て行われる農地の貸し借りに比べて簡単に行うことができます。

また、利用権設定による貸し借りは、あらかじめ定める期間が満了した場合、自動的に権利が消滅し、農地は必ず所有者に戻ってくるため、安心して貸し出すことができます。なお、期間が満了する時期をむかえても更新を行えば貸し借りを継続できます。また、両者の合意による途中解約も可能です。

『借りる方の要件』

農地を借りる方は、借りる農地を効率的に利用することが認められるなど、いくつか要件を満たす必要があります。

農地を貸したい、借りたいとお考えの方は事前に、市担当課（経済環境部農政課、農業委員会事務局）、農業委員又は農地利用最適化推進委員へご相談下さい。

【問い合わせ先】

利用権設定に関すること

◎経済環境部農政課 TEL 043-443-1402

◎農業委員会事務局 TEL 043-443-1483

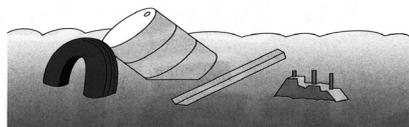
農政課・農業委員会へご相談下さい。



『違反転用』を発見したら、農業委員会へ！

※「違反転用」とは、農地法の許可を受けずに農地を農地以外のものにする事等です。

農地は狙われています。安易に土地の提供を行うと…。



■「無料で畑を使い易くしてあげます」といわれ、結果、産廃を埋められる



■「資材置場にさせてください」といわれ、結果、廃棄物の山積み…

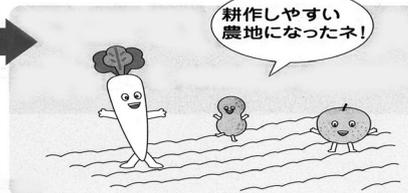
田・畑を埋立てて農地造成する場合は農地法の許可が必要です。



耕作されていないたんぼや畑

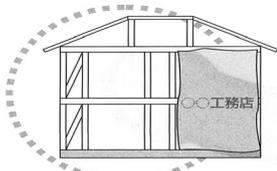


たんぼや畑に土を入れて造成

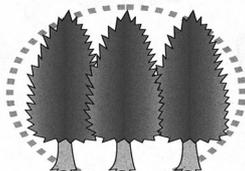


耕作しやすい農地になったネ！

農地は無断で転用できません。県の許可が必要です。



分家住宅・店舗を建てたい



農地に植林したい



駐車場・資材置場にしたい

農地に関するご相談は 農業委員または農地利用最適化推進委員まで!!!

◆農業委員◆

No.	氏名	備考(調査班等)	No.	氏名	備考(調査班等)
1	円城寺 伸 夫	3班	7	佐 伯 みつ子	2班
2	貫 井 正 美	2班(班長)	8	山 本 重 文	3班(班長)
3	中 村 勝 行	3班	9	藤 崎 忠	1班
4	長 野 猛 志	1班(班長)	10	石 井 とよ子	副会長
5	山 本 元 一	1班	11	岩 品 要 助	会 長
6	林 和 弘	2班			

調査委員会は、会長及び会長職務代理者を除いた農業委員全員で構成する調査班を設置し、現地調査・面接調査及び農地相談などを行っています。

また、農業委員は、総会に出席し審議して、最終的に合議体として決定(農地の権利移動の許可や農地転用申請に対する意見の決定など)をしています。

◆農地利用最適化推進委員◆

No.	氏名	担当区域	No.	氏名	担当区域
1	青 木 新 一	一区・朝日・富山	10	京 増 恒 雄	文違・喜望の杜
2	鶉之澤 一 行	二区・七区・大東	11	小 川 正 夫	滝台
3	井 口 泰 友	三区・四区・五区・大瀬・ライオンズガーデン	12	實 川 彰 一	四木
4	保 谷 研 一	六区	13	古 市 正 繁	山田台
5	内 藤 富 夫	真井原・みどり台	14	鶉 澤 良 一	沖
6	西 山 善 治	夕日丘	15	高 橋 猛	根古谷・岡田・用草・希望ヶ丘
7	武 田 幸 夫	西林	16	中 嶋 洋一郎	大谷流・小谷流・勢田
8	三 須 浩	榎戸・泉台	17	山 本 朝 光	東吉田・吉倉・ガーデンタウン
9	宮 澤 貞 雄	住野・藤の台・八街榎戸学園台	18	山 本 健	砂・上砂

農地の利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化・耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に取り組む体制の強化を図るため、農地利用最適化推進委員が活動しています。

農地利用最適化推進委員の鶉之澤 一行 委員は、ご病気により12月19日、68歳にて永眠されました。鶉之澤委員は、平成29年7月より農地利用の最適化の推進における地域の代表としてご活躍されました。謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます。

農業に関するお悩みをご相談ください。 千葉県農業者総合支援センター

フリーアクセス 0800-800-1944

FAX 043-310-3187

☎260-0014 千葉市中央区本千葉町 9-10 千葉県 JA 情報センタービル 1F

◆千葉県、千葉県園芸協会、千葉県農業会議、JA グループ千葉が、農業者の相談にワンフロア・ワンストップで対応する窓口を設けました◆

農業者年金で 生涯所得の確保を!



- あなたの老後生活への備えは十分ですか?
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金へは…

**国民年金
第1号
被保険者**
国民年金保険料
納付免除者を除く。

**年間60日以上
農業に従事**

60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退は自由ですが、脱退された場合でもそれまでに積み立てた保険料は、将来、年金として支払われます。

※保険料：月額2万円の場合

農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額の試算~

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)	
			男性	女性
20歳	40年	960万円	77万円	65万円
30歳	30年	720万円	51万円	43万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円

※上のケースは、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。制度発足以降15年間(平成29年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.89%です。予定利率は、毎年度農林水産省告示により定められ平成30年度は0.35%です。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。



全国農業 新聞



~農業・農政の情報誌~

全国農業新聞を購読しませんか

○毎週金曜日発行

○購読料 1ヶ月 700円

※お申し込みは、
農業委員または農業委員会へ